

生徒心得（※生徒の人権保障の観点から、社会通念上【一般社会の常識から】変更の必要性がある場合は内容を見直していく）

郡上高校は、歴史の風雪に磨かれた伝統ある学校であり、凌霜を校訓として、校風は郷土の誇りとして長く郡上の風土の中に培われてきた。保護者はもとより、近隣の方や地域全体が本校に対して大きな期待を寄せている。したがって、君たちは郡上高校の生徒であることを自覚して勉学に励み、校風を受け継ぎ、明朗健全な学校をつくるよう心がけねばならない。また、学校が人格形成の場であることを忘れることなく、大いに自主性や向上心、責任感や公共心を身に付けるよう努力することが大切である。そのために、下記の事柄に十分注意して高校時代を過ごすことを期待している。

1 生徒指導に関する規程

第1条 学校外においては、次の事項に留意する。

- (1) 交通ルールやマナーを守り、生命の安全に留意する。
- (2) 飲酒や喫煙、心身に有害な薬物等の使用は絶対にしない。
- (3) 不健全な飲食店や遊技場（パチンコ店など）への出入りはしない。
- (4) 交友関係や男女交際は、健全であるように努める。
- (5) 友人間の金銭及び物品の貸借は、極力避ける。

第2条 学校内においては、次の事項に留意する。

- (1) SHRや授業等は5分前集合を旨とし、遅刻しないように心掛ける。
- (2) 自分の所持品には、必ず記名をする。貴重品ボックスを利用して、保管には十分注意を払う。
- (3) 週刊誌や漫画本、遊戯具（トランプやゲームの類）及び菓子類など不必要な物を校内に持ち込まない。
- (4) 携帯電話やスマートフォンの持ち込み及び授業等での使用は認めるが、電源は始業前に切り、帰りのSHR及び7限授業終了までは使用しない。また、フィルタリングサービスを必ず利用すること。

第3条 次の事項は、学校へ届け出なければならない。届け出先は、次表のように定める。

事項	届け出先
(1) 外出届	HR 担任
(2) 異装届	HR 担任→生徒指導部
(3) 自転車通学許可願	HR 担任→生徒指導部
(4) 運転免許取得許可願	HR 担任→年次主任→生徒指導部
(5) 公共物の破損届	HR 担任→生徒指導部→事務部
(6) 遺失物・拾得物・盗難届	HR 担任→生徒指導部
(7) アルバイト届	HR 担任→部顧問→生徒指導部
(8) 学割に関するもの	HR 担任→生徒指導部
(9) 交通事故及び警察官の補導を受けたときの届	HR 担任→生徒指導部

第4条 次の事項は指導または特別指導の対象とする。

1 指導の対象となるもの

- (1) 無届けの欠席・欠課・早退・外出

- (2) 授業・実習の忌避
- (3) 公共物の破損
- (4) 無届けアルバイト
- (5) 午後 10 時以後の外出（保護者の付添を伴わない）

2 特別指導の対象になるもの

- (1) カンニング及びカンニングに準ずる行為
- (2) 飲酒・喫煙・心身に有害な薬物等の乱用・禁止場所への出入り
- (3) 不純異性交遊・不良交友
- (4) 無免許運転
- (5) その他不良と認められる行為

2 服装及び頭髪に関する指針

第1条 本校の制服についてはAタイプ・Bタイプのいずれかを選択する。制服の形については、店頭渡しの際のものをも基本とする。

第2条 制服については、次のように規定する。

Aタイプに関する規定（すべて学校指定のもの）

- (1) 上着は紺のブレザーでシングル。胸ポケットにGマークのエンブレム付き。前に校章入りボタン（大）を2個、左右の袖に校章入りボタン（小）を2個付ける。丈の長さは腕を伸ばしたときの握り拳の下端の位置とする。
- (2) ベスト、セーターは白のニットで、襟回りに紺と青のVラインが入る。ただし、ベストかセーターのいずれかを選択する。
- (3) 長袖シャツは薄青色で胸ポケットにGマークが入る。
- (4) 半袖シャツも同色同マーク入りとする。
- (5) スラックスはギンガムチェックでノータックかワンタック。裾はダブルまたはシングルで、形はストレートとする。
- (6) ネクタイ、リボンにエンジに紺と白のストライプとする。

Bタイプに関する規定（すべて学校指定のもの）

- (1) 上着はブレザーでAタイプと同じ。
- (2) ベスト、セーターは白のニットで、襟回りに紺とエンジのVラインが入る。ただし、ベストかセーターか、いずれかを選択する。
- (3) 長袖シャツはAタイプのシャツと同色で、長袖の立ち襟ブラウス、胸にGマーク入りとする。
- (4) 半袖シャツも同色同マークとする。
- (5) スカートはギンガムチェックで、20本車ヒダスカートかプリーツ数が前後とも左右に3つのスカートのいずれかを選択する。長さは膝蓋骨の真ん中とし、下部にGマークが入る。
- (6) スラックスはギンガムチェックでノータック。裾はダブルまたはシングルで、形はストレートとする。
- (7) リボン、ネクタイはAタイプのネクタイと同じ模様とする。

第3条 制服の着用は、次のように規定する。

- (1) 正装はブレザー、ベスト又はセーター、シャツ、ネクタイ又はリボンとする。ただし、通常は寒暖に応じてベスト又はセーターを脱いで登校してもよい。

(2) 入学式、卒業式、創立記念日式典、始業式、終業式などは正装とする。前後期入れ替えの時期は、気候を考慮し別に指示する。

(3) 夏季は長袖又は半袖シャツを着用し、ネクタイ及びリボンはしない。

第4条 上履き用スリッパについては、次のように規定する。

年次別の規定のものを使用し、氏名を記入する。

第5条 靴下については、次のように規定する。

白・黒・紺の無地のもの（ワンポイント可）とする。また、ストッキングやタイツは紺・黒・ベージュの無地のものとする。

第6条 靴・鞆等について、次のように規定する。

(1) 通学用靴は華美でなく、通学に相応しいものとする。（スリッパやサンダルは不可）

(2) 鞆は学用品を入れるのに相応しいものとする。（紙袋や口の閉まらないものは不可）

第7条 頭髪については、次のように規定する。

(1) 頭髪は、清潔感があり、端正な髪型であること。

(2) 頭髪の長さについては以下のとおりとする。

男子 目、耳、襟足にかからないこと

女子 目にかからないこと

(3) パーマ、染色・脱色・エクステンション（付け毛）等はしない。

(4) 髪を結ぶリボンやゴムは派手でないものとする。シュシュはしない。

3 自転車通学に関する指針

第1条 自転車通学の許可条件は、次のとおりとする。

(1) 「自転車通学許可願」（様式4-1）を提出する。

(2) 次のものが装備された自転車である。

TSマーク、前照灯、尾灯、前部反射鏡、前後車輪反射鏡、錠（ワイヤー錠等、強固なもの）

(3) ハンドルは異型ではなく、安全性の高いものである。

(4) 学校の点検を受け、学校指定の許可証を尾灯付近に張り付けた自転車である。

(5) 所定の自転車置き場に置く。

第2条 自転車通学者は下記の事項を守らなければならない。

(1) 雨天時はレインコートを使用し、傘をさしながらの運転はしない。

(2) 自転車走行中は、スマートフォンを使用しない。

(3) 駐輪中は施錠する。

(4) イヤホンを装着して走行しない。

(5) ヘルメットは着用するように努める。

4 アルバイトに関する指針

第1条 アルバイトを希望するものは、保護者の責任の下に、HR担任と部顧問とよく話し合う。その後「アルバイト届」（様式4-2）に必要事項を記入し、生徒指導部の係に提出する。

第2条 アルバイト届は、指定された期日までに提出する。その後は、随時受け付ける。

第3条 下記に該当することを確認する。

(1) 危険性がなく、雇用者の管理、指導が行き届いている職場である。

- (2) 18時以降にならない。
- (3) 自宅から通勤することができる。
- (4) 高校生立入禁止の店、酒に関わる店ではない。
- (5) 1年次生前期ではない。(1年次前期期末考査後以降)
- (6) 定期考査で成績上問題が無い(提出物、欠点補充含む)こと

第4条 実施できる日及び期間は、次のとおりとする。

- (1) 原則として、土曜日、日曜日、祝日の休日とする。
- (2) 長期休暇期間中(夏季・冬季・春季)は、学習に支障のない週3日程度(平日、休日も含む)とする。
- (3) 定期考査期間中とその1週間前からは行わない。

5 規定の改正及び廃止の手続き

第1条 生徒会執行委員会は、生徒の意見を集約し、校長に対し、校則の改正又は廃止を求めることができる。

第2条 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は校則の見直しが必要となったときは、アンケートその他適切な方法で生徒や保護者からの意見を聴取するとともに、企画委員会・職員会議、学校運営協議会でその内容について議論するものとする。